

山梨県公報

号外第十七号

令和五年

三月三十日

木曜日

目次

- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………五
- 山梨県財務規制の一部を改正する規則……………六

規則

山梨県規則第十九号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「政策推進監」を「地域ブランド推進監、富士山登山鉄道推進監」に、「外国人活躍推進監、DX推進監」を「DX推進監、リニア未来創造・推進監、二拠点居住推進監」に改め、「男女共同参画・共生社会推進監」の下に「外国人活躍推進監、館長」を、「富士山火山防災監」の下に「リニア推進監」を加え、「観光PR戦略監」及び「リニア未来創造推進監」を削り、「未来創造推進監」の下に「人事企画監」を加え、「情報政策推進監」、「産業戦略企画監」及び「指導検査監」を削り、「緑化推進監」の下に「大気水質指導監、廃棄物対策指導監」を、「富士登山対策監」の下に「文化企画指導監」を加え、「情報通信幹」を「地域振興官」に改め、「換地管理員」の下に「財務審査員」を加え、同表出先機関に置かれる職の欄中「支所長」の下に「地域振興官、財務審査員」を加える。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表中第七号を第九号とし、同表第六号中「下水道室」を「景観まちづくり室」に改め、同号を同表第八号とし、同表第五号の次に次の二号を加える。

六 県土整備総務課	リニア整備推進室
七 治水課	下水道室

第七条第二項の表中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同表に第一号として次のように加える。

一 県民生活総務課	パスポート室
-----------	--------

第九条中「スポーツ振興課」及び「リニア未来創造・推進課」を削り、「観光文化政策課」を「観光文化・スポーツ総務課」に改める。

第十二条の第三第三項中「を置く」を「及び外国人活躍推進監を置く」に改める。

第十四条の二第一項の表地域ブランド推進グループの項中「政策推進監」を「地域ブランド推進監」に改め、同項の次に次のように加える。

富士山登山鉄道推進グループ	富士山登山鉄道推進監
---------------	------------

第十四条の二第一項の表外国人活躍推進グループの項を削り、同表に次のように加える。

リニア未来創造・推進グループ	リニア未来創造・推進監
二拠点居住推進グループ	二拠点居住推進監

第十四条の二第三項中「政策推進監」を「地域ブランド推進監、富士山登山鉄道推進監」に、「外国人活躍推進監及びDX推進監」を「DX推進監、リニア未来創造・推進監及び二拠点居住推進監」に改める。

第十六条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

二十二 山梨県リニア用地事務所

第十八条第一項中「リニア用地事務所」及び「育精福祉センター」を削り、「こころの発達総合支援センター」の下に「子ども心理治療センターうぐいすの杜」を加え、「及び流域下水道事務所」を「流域下水道事務所及びリニア用地事務所」に改め、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項から第二十一項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表知事政策局の部地域ブランド推進グループの項分掌事項の欄を次のように改める。

ブランドプロモーション（山梨県の魅力を高め、地域及び経済の活性化につなげる取組をいう。）に関すること。

別表第一の一の表知事政策局の部地域ブランド推進グループの項の次に次のように加える。

富士山登山鉄道
推進グループ

- 一 富士山登山鉄道構想の検討に関すること。
- 二 富士五湖自然首都圏フォーラムに関すること。

別表第一の一の表知事政策局の部外国人活躍推進グループの項を削り、同部に次のように加える。

リニア未来創造
推進グループ

- 一 リニアやまなしビジョンの推進に係る総合調整に関すること。
- 二 次世代交通の推進に関すること。
- 三 リニア中央新幹線の建設促進に関すること。
- 四 リニア見学センターに関すること。

二拠点居住推進

- 一 二拠点居住及び移住の推進に関すること。

グループ

- 二 地域創生及び人口対策の総合調整に関すること。
- 三 地域政策に関すること。
- 四 県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- 五 地域再生計画に関すること。
- 六 水資源の調査、水需給計画及び水需給の調整に関すること。
- 七 国土利用計画に関すること。
- 八 土地利用基本計画に関すること。
- 九 土地の利用に係る調整に関すること。
- 十 国土形成計画に関すること。
- 十一 首都圏整備計画に関すること。
- 十二 土地に係る権利の移転等の規制に関すること。
- 十三 遊休土地に係る措置に関すること。
- 十四 地価公示及び地価調査に関すること。
- 十五 不動産鑑定業に関すること。
- 十六 国土調査（地籍調査を除く。）に関すること。
- 十七 国土利用計画審議会、土地利用審査会及び地価調査委員会に関すること。
- 十八 土地開発公社に関すること。

別表第一の一の表スポーツ振興局の部を削る。

別表第一の一の表県民生活部の部県民生活総務課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

別表第一の一の表リニア未来創造局の部を削る。

別表第一の一の表福祉保健部の部健康長寿推進課の項第九号中「及び介護実習普及センター」を削る。

別表第一の一の表林政部の部森林政策課の項中第七号を第十二号とし、第六号の次に次の五号を加える。

- 七 県有林野の用に供するための土地の取得並びに県有林野の土地の管理及び処分に関すること。
- 八 県有林野に係る交付金の交付（県有林課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
- 九 部分林（県有林課の所掌に係るものを除く。）、小柴及び下草採取区域等に関すること。
- 十 県有林野の登記事務に関すること。

十一 県有林野の土地の高度利用に関すること。

別表第一の一の表林政部の部県有林課の項第二号から第六号までを削り、同項第七号中「県有林野等の」を「分収林の管理及び」に改め、同号を同項第二号とし、同項第八号中「県有林野等の高度利用計画の策定」を「県有林野の保健休養機能の高度発揮」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第九号を削り、第十号を第四号とし、同項第十一号中「県有林野等」を「県有林野」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十二号中「分収林事業の管理」を「事業割交付金及び面積割交付金の交付」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十三号中「保健休養林及び森林公園金川の森」を「部分林の立木の売払い及び分収金の交付」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十四号を第八号とし、同項に次の一号を加える。

九 武田の杜保健休養林及び森林公園金川の森に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部産業政策課の項の次に次のように加える。

スタートアップ
・経営支援課

- 一 起業・創業の促進に関すること。
- 二 スタートアップ（新たな技術又は事業の方法を用いて事業活動を行う成長意欲の高い企業をいう。次号において同じ。）の誘致及び定着に関すること。
- 三 スタートアップの成長支援に関すること。
- 四 オープンイノベーション（企業内部及び外部の発想を有機的に結合させ、価値を創造することをいう。）の促進に関すること。
- 五 中小企業の経営革新の促進に関すること。
- 六 中小企業の技術支援に関すること。
- 七 中小企業の情報化に関すること。
- 八 中小企業の事業承継に関すること。
- 九 下請企業の振興に関すること。
- 十 発明考案の奨励及び産業に係る知的財産に関すること。
- 十一 産業技術センターに関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部成長産業推進課の項第二号中「中小企業の海外における事業の展開の支援」を「医療機器に関連する産業の集積及び育成」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「育成及び」を「集積及び育成並びに」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 中小企業の海外における事業の展開の支援に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部成長産業推進課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

別表第一の一の表産業労働部の部産業振興課の項中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、第七号から第十三号までを五号ずつ繰り上げ、同項第十四号中「産業技術センター及び」を削り、同号を同項第九号とし、同項第十五号中「及びブランドプロモーション支援事業審査委員会」を削り、同号を同項第十号とする。

別表第一の一の表産業労働部の部労政雇用課の項第一号中「労働行政の連絡調整」を「労働施策及び職業能力開発施策の総合的な企画調整」に改め、同項第二号中「労働組合」の下に「及び労使関係の安定」を加え、同項第四号中「労使関係の安定」を「労働福祉及び労働教育」に改め、同項第五号中「労働力確保対策」を「働き方改革」に改め、同項第六号中「労働福祉」を「労働に係る情報、調査及び統計」に改め、同項第七号中「労働教育」を「地域雇用対策の推進」に改め、同項第八号中「労働に係る情報、調査及び統計」を「障害者の雇用対策の推進」に改め、同項第九号中「労務診断」を「産業人材の確保及び育成」に改め、同項第十号中「労務管理近代化」を「労働者のキャリアアップ（新たな知識又は技能を習得し、能力を向上させ、経歴を高めさせることをいう。）支援及び処遇改善」に改め、同項第十一号中「中小企業等退職金共済制度」を「公共職業訓練及び民間職業訓練」に改め、同項第十二号中「地域雇用対策の推進」を「技能振興」に改め、同項第十三号を第十五号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

- 十三 職業訓練指導員に関すること。
- 十四 やまなし・しごと・プラザ及びやまなし暮らし支援センターに関すること。
- 別表第一の一の表産業労働部の部労政雇用課の項に次の四号を加える。
- 十六 産業技術短期大学校、峡南高等技術専門学校及び就業支援センターに関すること。
- 十七 職業能力開発審議会に関すること。
- 十八 職業能力開発協会に関すること。
- 十九 中小企業人材開発センターに関すること。
- 別表第一の一の表産業労働部の部労政雇用課の項中「労政雇用課」を「労政人材育成課」に改める。

別表第一の一の表産業労働部の部産業人材育成課の項を削る。
別表第一の一の表観光文化部の部観光文化政策課の項第一号中「及び文化行政」を「文化行政及びスポーツ行政」に改め、同項中「観光文化政策課」を「観光文化・スポーツ総務課」に改める。

別表第一の一の表観光文化部の部観光資源課の項第七号中「こと」の下に「（景観ま

ちづくり室の所掌に係るものを除く。)」を加え、同部に次のように加える。

スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> 一 スポーツに係る施策の総合調整に関する事 二 スポーツによる地域活性化に関する事 三 生涯スポーツに関する事 四 競技スポーツに関する事 五 障害者スポーツに関する事 六 スポーツ行事に関する事(学校体育に関する事を除く) 七 スポーツ施設整備に関する事 八 スポーツ関係団体に関する事 九 スポーツ推進審議会に関する事 十 スポーツ協会及びヴァンフォーレ山梨スポーツクラブに関する事 十一 八代射撃場、飯田野球場及び緑が丘スポーツ公園に関する事 十二 小瀬スポーツ公園、富士北麓公園及び御勅使南公園に関する事(景観まちづくり室の所掌に係るものを除く)。
---------	---

別表第一の一の表観光文化部の部中「観光文化・スポーツ部」に改める。

別表第一の一の表県土整備部の部県土整備総務課の項第六号中「及び流域下水道事務所」を「、流域下水道事務所及びリニア用地事務所」に改める。

別表第一の一の表県土整備部の部都市計画課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項第六号中「都市災害復旧事業」の下に「(都市公園に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

別表第一の二の表庁舎管理室の項の次に次のように加える。

パスポート室	<ol style="list-style-type: none"> 一 一般旅券の発給に関する事 二 海外渡航に関する事
--------	---

別表第一の二の表中景観づくり推進室の項を削り、建設業対策室の項の次に次のように加える。

リニア整備推進室	<ol style="list-style-type: none"> 一 リニア中央新幹線の駅の周辺整備に関する事 二 リニア中央新幹線の駅に係る交通結節機能の整備に向けた総合調整に関する事 三 リニア中央新幹線の整備推進に係る国、沿線自治体、事業者及び住民との連絡調整に関する事
----------	---

別表第一の二の表下水道室の項の次に次のように加える。

景観まちづくり室	<ol style="list-style-type: none"> 一 景観まちづくりの推進の企画及び調整に関する事 二 景観対策に関する事 三 屋外広告物に関する事 四 歴史文化公園に関する事 五 都市公園に関する事 六 都市災害復旧事業(都市公園に係るものに限る。)に関する事 七 景観審議会に関する事 八 小瀬スポーツ公園、富士北麓公園及び御勅使南公園に関する事(スポーツ振興課の所掌に係るものを除く)。 九 富士川クラフトパーク(観光資源課の所掌に係るものを除く)、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園及び桂川ウエルネスパークに関する事
----------	--

別表第三中パスポートセンターの項及びリニア用地事務所の項を削り、同表中北保健

福祉事務所の項、峡東保健福祉事務所の項及び峡南保健福祉事務所の項中「長寿介護課」を「衛生課」に改め、同表中北保健所の項、峡東保健所の項、峡南保健所の項及び富士・東部

保健所の項中「福祉課」を「福祉課」に改め、同表中宝玉石美術専門学校を削り、産業技術センターの項の次に次のように加える。

産業技術センター	<ol style="list-style-type: none"> 一 産業技術センターの推進の企画及び調整に関する事
----------	---

宝石美術専門学校
甲府市

別表第三に次のように加える。

リニア用地事務所
用地課
中央市

別表第五中バスポートセンターの項、リニア用地事務所の項及び宝石美術専門学校の項を削り、産業技術センターの項の次に次のように加える。

宝石美術専門学校
一 学校の運営に関する事。
二 学生の生活指導、職業指導及び就職のあつせんに関する事。
三 学生の表彰及び懲戒に関する事。
四 学生の保健衛生及び福祉厚生に関する事。
五 奨学事務に関する事。

別表第五に次のように加える。

リニア用地事務所
一 リニア中央新幹線及び駅関連の事業用地に関する事。
二 実験線建設残土処理場跡地の管理に関する事。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

リニア未来創造局	知事政策局
リニア未来創造局二拠点居住推進課	知事政策局二拠点居住推進グループ

スポーツ振興局	観光文化・スポーツ部
観光文化部	観光文化・スポーツ部
観光文化部観光文化政策課	観光文化・スポーツ部観光文化・スポーツ総務課
観光文化部観光振興課	観光文化・スポーツ部観光振興課
観光文化部観光資源課	観光文化・スポーツ部観光資源課
観光文化部世界遺産富士山課	観光文化・スポーツ部世界遺産富士山課
観光文化部文化振興・文化財課	観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課
スポーツ振興局スポーツ振興課	観光文化・スポーツ部スポーツ振興課

4 (山梨県屋外広告物条例施行規則の一部改正)
山梨県屋外広告物条例施行規則(平成四年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第一号及び第二十四条第一号中「県土整備部景観づくり推進室」を「県土整備部景観まちづくり室」に改める。

山梨県規則第二十一号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則
山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「男女共同参画・共生社会推進監」の下に「及び外国人活躍推進監」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第六号中「子ども心理治療センター」を

いすの杜にあつては同条第八項に規定する副所長を削り、「同条第九項」を「同条第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第七号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第十号第一項中「第十七項及び第十八項」を「第十六項及び第十七項」に、「同条第十九項」を「同条第十八項」に、「同条第二十項」を「同条第十九項」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十二号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「男女共同参画・共生社会推進監」の下に「及び外国人活躍推進監」を加え、「感染症対策企画監等及び」を「感染症対策企画監等並びに」に改め、同条第五号中「及び子ども心理治療センターうぐいすの杜」を削り、同条第七号中「及び」の下に「財務審査員並びに」を、「財務審査幹」の下に「及び財務審査員」を加える。

第二十二条第七項中「並びに県税証紙特別会計」を、「県税証紙特別会計」に、「については」を「並びに基金の運用から生ずる収益の基金への編入に係る振替については」に改める。

第二十七条中「総合政策部長」を「知事政策局長」に改める。

第三十条第三項の表二の項中「、リニア用地事務所次長」を削り、「あけぼの医療福祉センター総務課長」を「あけぼの医療福祉センター事務局長」に改め、「精神保健福祉センター次長」の下に「、女性相談所次長」を、「こころの発達総合支援センター次長」の下に「、子ども心理治療センターうぐいすの杜次長」を加え、「富士山科学研究所総務課長、宝石美術専門学校事務局長」を「富士山科学研究所総務・企画課長」に改め、「産業技術センター富士技術支援センター長」の下に「、宝石美術専門学校事務局長」を加え、「家畜保健衛生所次長、畜産酪農技術センター次長、水産技術センター次長」を削り、「専門学校農林大学次長」の下に「、家畜保健衛生所次長、畜産酪農技術センター次長、水産技術センター次長」を加え、「及び流域下水道事務所次長」を削り、「及び流域下水道事務所次長」に改める。

第八十三条中「森林環境部長」を「林政部長」に改める。

別表第一中「、リニア用地事務所」及び「、宝石美術専門学校」を削り、「産業技術センター」の下に「、宝石美術専門学校」を加え、「家畜保健衛生所、畜産酪農技術センター、水産技術センター」を削り、「専門学校農林大学」の下に「、家畜保健衛生所、畜産酪農技術センター、水産技術センター」を、「流域下水道事務所」の下に「、リニア用地事務所」を加える。

別表第三の二の項中「並びに県税証紙特別会計」を、「県税証紙特別会計」に、「については」を「並びに基金の運用から生ずる収益の基金への編入に係る振替については」に改める。

第二十四号様式を次のように改める。

第24号様式 (第40条関係)

(電算用)

山梨県

領収済通知書



(納入通知書)

山梨県

金融機関控



山梨県

納入通知書兼領収書



納入住所・氏名		納	
年度	所属		
会計	款	項	目
			細節
納入通知番号		科目名	
納期限		金額	
年	月	日	
			領収日付印

上記のとおり通知します。

指定
山梨県
指定代理
収納代理
金融機関

山梨県会計管理者 殿
(出納員)

年度	会計	所属	
納入通知番号		科目名	
納入住所・氏名		納	
納期限	年	月	日
金額			
			領収日付印

年度	会計	所属	
納入通知番号		科目名	
納入氏名		殿	
納期限	年	月	日
金額	消費税率： %	消費税額：	
納入場所	消費税及び地方消費税相当分を含む。		
ただし、			
上記のとおり納入してください。			領収日付印
年	月	日	
登録番号： 山梨県知事 印			
			上記の金額を領収しました。

第24号様式 (第40条関係)

(手書き用)

(納入通知書)

山梨県 納入通知書・領収書

公

山梨県

金融機関控

公

山梨県

領収済通知書

公

年度	会計	所	属
納入通知番号	科目名		

年度	会計	所	属
納入通知番号	科目名		

年度	会計	所属
調定番号	内訳番号	
科目	款	項目
金額	十億 百万 千 円	
債務者コード		
補助データ		

住所・氏名 殿

住所・氏名 納

納期限	年	月	日
金額	円		
うち消費税及び地方消費税相当額	円		
納入場所	(税率 %)		

納期限	年	月	日
金額	円		

ただし、
上記のとおり納入してください。
年 月 日

山梨県知事 印

通称請求書発行事業者部局

上記の金額を額取しました。

領収日付印

領収日付印

上記のとおり通知します。
山梨県 指定代理 金融機関 収納代理
山梨県会計管理者 殿 (出納員)

所属	納期限	年	月	日
会計				
納人	納			

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

上記については、この字体に従って記入してください。

領収日付印

注 収入金の種類によりこの様式によりがたい場合は、あらかじめ会計管理者に協議の上、この様式に準じて作成した様式を用いることができる。
寸法 15.2cm×30.3cm

第二十七号様式を次のように改める。

第27号様式 (第44条関係)

(現金領収書)

現金領収書原符		現金領収書番号 No.	
年度	会計	所	属
科目名			
金額	円	うち消費税及び地方消費税相当額 (税率 %)	
納人	納		
ただし、			
上記金額 年 月 日領収済			
山梨県会計管理者 (出納員) (税務出納員) (現金収納員)			

現金領収済通知書		現金領収書番号 No.	
年度	会計	所	属
科目名			
金額	円	うち消費税及び地方消費税相当額 (税率 %)	
納人	納		
ただし、			
上記金額 年 月 日領収したので通知します。			
山梨県会計管理者 (出納員) (税務出納員) (現金収納員) 収入通知者 殿 印			

現金領収済書		現金領収書番号 No.	
年度	会計	所	属
科目名			
金額	円	うち消費税及び地方消費税相当額 (税率 %)	
納人	納		
ただし、			
上記金額 年 月 日領収済			
山梨県会計管理者 (出納員) (税務出納員) (現金収納員)			

現金領収書		現金領収書番号 No.	
年度	会計	所	属
科目名			
金額	円	うち消費税及び地方消費税相当額 (税率 %)	
納人	殿 印		
ただし、			
上記金額 年 月 日領収しました。			
山梨県会計管理者 (出納員) (税務出納員) (現金収納員) 適格請求書発行事業者番号 印			

注 この領収書は、複写式とすること。

寸法 15.2cm×40.4cm

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十四号様式の改正規定及び第二十七号様式の改正規定並びに次項の規定は、同年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の第二十七号様式の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番